

## 77. 基礎年金受給者数（新法適用者）

単位：人

年 度	総 数	基 礎 年 金		
		老 齢	遺 族	障 害
平成30年度	35,111	32,570	207	2,334
令和元年度	35,528	32,984	200	2,344
令和2年度	35,823	33,271	181	2,371
令和3年度	36,134	33,536	171	2,427
令和4年度	36,190	33,549	188	2,453

注：S 61. 4. 1法改正により基礎年金制度となる。

S 61. 4. 2以降60歳到達者は老齢基礎年金に、

母子年金・遺児年金は遺族基礎年金に移行した。

資料：市民課